

社会福祉法人 今川学園 キンダーハイム相談支援  
 指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 今川学園
所在地	大阪市東住吉区今川3丁目5番8号
電話番号	06(6713)6106
代表者氏名	魚住 誠一

2. 事業所の概要

事業の種類	指定特定相談支援 指定障害児相談支援
名称	キンダーハイム相談支援
事業所所在地	大阪市東住吉区矢田6丁目8番29号
連絡先	TEL 06(6609)6300 FAX 06(6609)7300
管理者	井本 和代
指定年月日	平成24年 4月 1日
事業者番号	(指定特定) 2735800118 (指定障害児) 2775800051

3. 事業の運営方針

事業の目的・運営方針	<p>1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します</p>
------------	---

4. 通常事業の実施地域

大阪市 東住吉区

5. 相談受付時間(開所時間)

開所日	月曜日～金曜日 (祝祭日及び8月12日～8月14日、12月29日～1月3日までを除く)
相談受付時間	10:00～16:00

6. 職員の体制 (主な職員の配置状況)

※職員の配置については、指定基準を順守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者 (児童発達支援 センター管理者 兼務)	1名		職員の管理、指定計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
2. 相談支援専門員 (保育所等訪問 支援訪問支援員 兼務)	1名	1名	相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談業務、及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行います。 (ア) アセスメントを実施すること。 (イ) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成すること。 (ウ) サービス等利用計画を利用者等に交付し同意を得ること。 (エ) モニタリングを実施すること。 (オ) その他必要な相談及び援助

7. 事業の主たる対象とする障害の種類

障がい児 (おおむね2歳から就学前の知的障がい児)

8. 指定計画相談支援等の提供方法及び内容

事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりです。

1	地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談	利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
2	アセスメントの実施	(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行います。 (イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行います。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとします。

3	サービス等利用計画案の作成	アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとします。
4	サービス担当者会議の開催	サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとします。
5	サービス等利用計画の作成	サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとします。
6	継続的なモニタリングの実施	（ア）利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。 （イ）モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
7	前各号に掲げる便宜に附帯する便宜	（1）から（6）に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

#### 9. 指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項

- （1） 指定相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。
- （2） 通常の事業の実施地域外の地域の居宅へ公共交通機関を利用し訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。
- （3） 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に説明したうえで、支払いに同意を受けることにします。
- （4） 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証（（2）については領収証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

1 0. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	井本和代（児童発達支援センター管理者）
-------------	---------------------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。  
 (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。  
 (4) 成年後見制度の利用を支援します。  
 (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設立しています。  
 (6) 虐待防止のための規定を作成しています。

1 1. 緊急時の対応

現に相談支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

- (2) 緊急連絡先

連絡先	氏名： 所在地： 電話番号：
-----	----------------------

- (3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	耳原総合病院	診療科	内科・小児科
所在地	大阪府堺市協和町4丁目465号		
代表者	藤井建一	電話番号	0722-41-0501

1 2. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。  
 (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。  
 (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。  
 (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。

### 1.3. 守秘義務

職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。なお、個人情報の取り扱いにつきましては、別紙「個人情報使用同意書」を取り交わします。

### 1.4. 苦情・要望の受付について

#### (1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	大川明宏（児童発達支援センター 児童発達支援管理責任者）
	苦情解決責任者	井本和代（児童発達支援センター管理者）
	受付時間	9：00～17：00 月曜日から金曜日（祝日除く）
	電話番号	06（6609）6300
	FAX番号	06（6609）7300
第三者委員	松村 寛（社会福祉法人 水仙福祉会 理事長）	
	所在地	大阪市東淀川区小松1-14-12
	受付時間	10：00～16：00 月曜日から金曜日（祝日除く）
	電話番号	06-6328-3786
	FAX番号	06-6328-3788

また、苦情受付ボックスを設置しています。

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

平野区保健福祉センター 保健福祉課（地域福祉）	所在地	大阪市平野区瀬戸口3丁目8番19号
	電話番号	06（4302）9857
	受付曜日・時間	月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:30
東住吉区保健福祉センター 保健福祉課（保健福祉）	所在地	大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号
	電話番号	06（4399）9857
	受付曜日・時間	月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:30
住吉区保健福祉センター 保健福祉課（保健福祉）	所在地	大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
	電話番号	06（6694）9857
	受付曜日・時間	月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:30
住之江区保健福祉センター 保健福祉課（福祉）	所在地	大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
	電話番号	06（6682）9857
	受付曜日・時間	月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:30

区保健福祉センター 保健福祉課（ ）	所在地 電話番号 受付曜日・時間	( ) 月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:30
運営適正化委員会 (大阪府社会福祉協議会)	所在地 専用電話 FAX 受付曜日・時間	大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2階 06(6191)3130 06(6191)5660 月曜日～金曜日（祝日除く） 10:00～16:00

※苦情または相談があった場合は、利用者及び家族の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者及び家族の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者及び家族へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する場合には、その旨を翌日までには連絡します。）

15. 第三者評価の実施状況について  
実施していない。

16. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合、大阪市及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 AIG 損害保険株式会社
- (2) 損害保険の種類 介護福祉サービス事業者賠償責任保険
- (3) 損害保険の内容 業務遂行・施設事故 生産物・業務結果事故  
権利侵害事故 業務過誤事故

17. サービス提供開始可能年月日

サービス提供可能な年月日	令和 年 月 日
--------------	----------

18. 重要事項の説明年月日

重要事項の説明年月日	令和 年 月 日
------------	----------

私は、本書面に基づいて今川学園の職員（職名 相談支援専門員 氏名 森川 幸 ）から、上記重要事項の説明を受けました。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者の保護者、扶養義務者等

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所 住 所 大阪市東住吉区矢田6丁目8番29号

名 称 社会福祉法人今川学園 キンダーハイム

説 明 者 森川 幸 印